

令和3年12月16日

石油製品の販売事業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、石油製品の販売事業者2社に対し、2社が供給する石油製品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

- (1) 措置命令において、一般消費者に対する誤認排除措置、再発防止及び不作為を命じる事業者

名称 有限会社菊池商事（法人番号 8290002033029）
所在地 福岡県糸島市二文武51番地の8
代表者 代表取締役 菊池 由和
設立年月 昭和55年7月
資本金 500万円（令和3年12月現在）

- (2) 既に一般消費者に対する誤認排除措置を講じており、措置命令において、再発防止及び不作為を命じる事業者

名称 株式会社プレイズ（法人番号 7290001036173）
所在地 福岡市早良区荒江三丁目9番7号
代表者 代表取締役 岡村 正剛
設立年月 平成21年12月
資本金 300万円（令和3年12月現在）

2 措置命令の概要

- (1) 対象商品

レギュラーガソリン、ハイオクガソリン及び軽油（以下「本件3商品」という。）

- (2) 対象表示

ア 表示の概要

- (7) 表示媒体

ガソリンスタンドの看板

- (4) 表示期間

- a 有限会社菊池商事（以下「菊池商事」という。）

別表「表示日」欄記載の日

b 株式会社プレイズ（以下「プレイズ」という。）

令和3年10月10日

(ウ) 表示内容

a 菊池商事（表示例：別紙1ないし別紙6）

例えば、本件3商品について、令和3年5月31日に「セルフプレミアム」と称するガソリンスタンドの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「店舗名」欄記載の店舗の看板において、同表「表示内容」欄記載のとおり価格を表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の価格が消費税を含めた価格（以下「税込価格」という。）であるかのように表示していた。

b プレイズ（別紙7）

本件3商品について、令和3年10月10日に「糸島セルフサービスステーション」と称するガソリンスタンドの看板において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。

イ 実際

(ア) 菊池商事

本件3商品の別表「表示内容」欄記載の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。

なお、菊池商事は、前記ア(ウ) aの表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が前記ア(ウ) aの表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。

(イ) プレイズ

本件3商品の前記ア(ウ) bの表示の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。

なお、プレイズは、前記ア(ウ) bの表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が前記ア(ウ) bの表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 菊池商事

(ア) 前記(2)アの表示は、それぞれ、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件3商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(ウ) 今後、同様の表示を行わないこと。

イ プレイズ

(ア) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(イ) 今後、同様の表示を行わないこと。

(4) その他

プレイズは、本件3商品の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしていた旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電 話 092 (431) 6031

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

別表

表示日	店舗名	表示内容
令和3年5月31日	セルフプレミアム	・レギュラー129
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109
	セルフ千里	・ハイオク139 ・軽油109
		・レギュラー129
令和3年7月1日	セルフプレミアム	・レギュラー129
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109
	セルフ千里	・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111
		セルフニ丈
	・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111	
	令和3年7月8日	セルフプレミアム
・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109 (別紙2)		
セルフ千里		・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111 (別紙3)
		・レギュラー132 (別紙4)
セルフニ丈		・レギュラー133 (別紙5)
		・レギュラー133 ・ハイオク143 ・軽油111 (別紙6)

表示日	店舗名	表示内容
令和3年7月15日	セルフプレミアム	・レギュラー129
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109
	セルフ千里	・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111
		・レギュラー132
	セルフニ丈	・レギュラー133
		・レギュラー133 ・ハイオク143 ・軽油111
令和3年7月24日	セルフ千里	・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111
令和3年8月8日	セルフ千里	・レギュラー133 ・ハイオク143 ・軽油112
		・レギュラー133
令和3年8月19日	セルフ千里	・レギュラー133 ・ハイオク143 ・軽油112
		・レギュラー133
令和3年9月2日	セルフ千里	・レギュラー133 ・ハイオク143 ・軽油112
		・レギュラー133
令和3年9月23日	セルフ千里	・レギュラー134 ・ハイオク144 ・軽油113
		・レギュラー134















○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令(抜粋)

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関するQ&Aについて（抜粋）

（平成一五年十二月三日公正取引委員会）

税抜き価格での広告表示

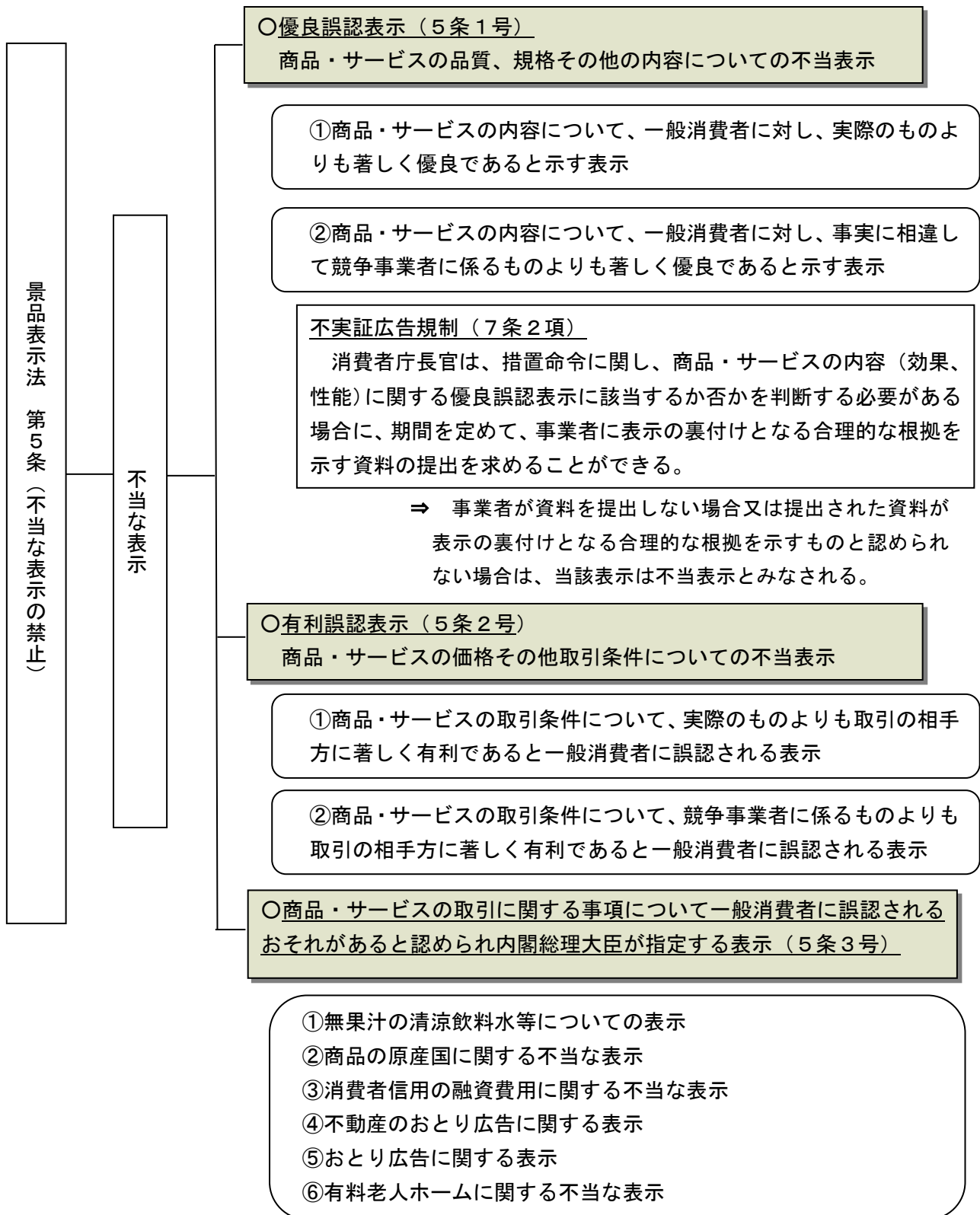
問9 総額表示方式が導入された状況において、総額表示義務に反し「税抜き価格」のみを広告表示することは、景品表示法上問題とならないか。

また、店頭において、例えば「9,800円」と税抜き価格を広告表示し、店舗内のレジや掲示板に「当店の価格は税抜です」と表示している場合や店舗内には「9,800円（税込10,290円）」と表示している場合には、景品表示法上問題とならないか。

答 総額表示方式が導入された状況において、消費者が商品・サービスの価格表示は、総額表示であると認識する場合に、別途消費税額を支払う必要があることを明りょうに表示しないで、例えば、「9,800円」と税抜き価格のみを広告表示し、実際には、消費税額を徴収して、「10,290円」で販売している場合には、販売価格が安いと一般消費者に誤認されるおそれがあることから、景品表示法上問題となります。

また、店頭において、「9,800円」と税抜き価格のみを広告表示し、店舗内において別途消費税額を支払う必要があることを表示してあっても、一般消費者に当該「9,800円」が税込み価格であると誤認されるおそれがある場合には、景品表示法上問題となり得ることに注意する必要があります。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 1

消表対第 1 9 9 8 号
令和 3 年 1 2 月 1 6 日

有限会社菊池商事
代表取締役 菊池 由和 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する別表「店舗名」欄記載のガソリンスタンドにおいて供給するレギュラーガソリン、ハイオクガソリン及び軽油（以下「本件 3 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 2 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件 3 商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(ア) 貴社は、本件 3 商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和 3 年 5 月 31 日にセルフプレミアムの看板において、「レギュラー 1 2 9」、「ハイオク 1 3 9」及び「軽油 1 0 9」と価格を表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「店舗名」欄記載の店舗の看板において、同表「表示内容」欄記載のとおり価格を表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の価格が消費税を含めた価格（以下「税込価格」という。）であるかのように表示していたこと。
 - (イ) 実際には、本件 3 商品の別表「表示内容」欄記載の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかったこと。
 - イ 前記ア(ア)の表示は、それぞれ、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件 3 商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件 3 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件 3 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と

同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社菊池商事（以下「菊池商事」という。）は、福岡県糸島市二丈武51番地の8に本店を置き、燃料小売業等を営む事業者である。
- (2) 菊池商事は、本件3商品を自らが運営する店舗において、一般消費者に販売している。
- (3) 菊池商事は、本件3商品に係る看板の表示内容を自ら決定している。
- (4) 事業者は、消費税法（昭和63年法律第108号）第63条の規定により、商品又は役務の価格を表示するときは、税込価格を表示しなければならないとされている。
- (5)ア 菊池商事は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年5月31日にセルフプレミアムの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、別表「表示日」欄記載の日に、同表「店舗名」欄記載の店舗の看板において、同表「表示内容」欄記載のとおり価格を表示することにより、あたかも、同表「表示内容」欄記載の価格が税込価格であるかのように表示していた。
- イ 実際には、本件3商品の別表「表示内容」欄記載の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。
- なお、菊池商事は、前記アの表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が前記アの表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、菊池商事は、自己の供給する本件3商品の取引に関し、それぞれ、本件3商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った

日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

表示日	店舗名	表示内容
令和3年5月31日	セルフプレミアム	・レギュラー129 (別添写し1)
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109 (別添写し1)
	セルフ千里	・ハイオク139 ・軽油109 (別添写し2)
		・レギュラー129 (別添写し3)
令和3年7月1日	セルフプレミアム	・レギュラー129 (別添写し4)
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109 (別添写し5)
	セルフ千里	・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111 (別添写し6)
	セルフ二丈	・レギュラー132 (別添写し7)
・レギュラー132 ・ハイオク142 ・軽油111 (別添写し8)		
令和3年7月8日	セルフプレミアム	・レギュラー129 (別添写し9)
		・レギュラー129 ・ハイオク139 ・軽油109 (別添写し10)
	セルフ千里	・レギュラー132

		<ul style="list-style-type: none"> ・ハイオク 1 4 2 ・軽油 1 1 1 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 1)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 2 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 2)</p>
	セルフ二丈	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 3 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 3)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 3 ・ハイオク 1 4 3 ・軽油 1 1 1 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 4)</p>	
令和 3 年 7 月 1 5 日	セルフプレミアム	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 2 9 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 5)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 2 9 ・ハイオク 1 3 9 ・軽油 1 0 9 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 6)</p>
	セルフ千里	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 2 ・ハイオク 1 4 2 ・軽油 1 1 1 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 7)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 2 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 8)</p>	
セルフ二丈	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 3 <p style="text-align: right;">(別添写し 1 9)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 3 ・ハイオク 1 4 3 ・軽油 1 1 1 <p style="text-align: right;">(別添写し 2 0)</p>	
令和 3 年 7 月 2 4 日	セルフ千里	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 2 ・ハイオク 1 4 2 ・軽油 1 1 1 <p style="text-align: right;">(別添写し 2 1)</p>
令和 3 年 8 月 8 日	セルフ千里	<ul style="list-style-type: none"> ・レギュラー 1 3 3 ・ハイオク 1 4 3 ・軽油 1 1 2

		(別添写し 2 2)
		・レギュラー 1 3 3 (別添写し 2 3)
令和 3 年 8 月 1 9 日	セルフ千里	・レギュラー 1 3 3 ・ハイオク 1 4 3 ・軽油 1 1 2 (別添写し 2 4)
		・レギュラー 1 3 3 (別添写し 2 5)
令和 3 年 9 月 2 日	セルフ千里	・レギュラー 1 3 3 ・ハイオク 1 4 3 ・軽油 1 1 2 (別添写し 2 6)
		・レギュラー 1 3 3 (別添写し 2 7)
令和 3 年 9 月 2 3 日	セルフ千里	・レギュラー 1 3 4 ・ハイオク 1 4 4 ・軽油 1 1 3 (別添写し 2 8)
		・レギュラー 1 3 4 (別添写し 2 9)

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 2

消表対第 1 9 9 9 号
令和 3 年 1 2 月 1 6 日

株式会社プレイズ
代表取締役 岡村 正剛 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「糸島セルフサービスステーション」と称するガソリンスタンド（以下「糸島セルフSS」という。）において供給するレギュラーガソリン、ハイオクガソリン及び軽油（以下「本件 3 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 2 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件 3 商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は後記イのとおりであって、本件 3 商品の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を確認するとともに、今後、本件 3 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、後記アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
ア 本件 3 商品を一般消費者に販売するに当たり、令和 3 年 1 0 月 1 0 日に糸島セルフSSの看板において、「ハイオク 1 4 8」、「レギュラー 1 3 8」及び「軽油 1 1 7」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が消費税を含めた価格（以下「税込価格」という。）であるかのような表示
イ 実際には、本件 3 商品の当該価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。
- (2) 貴社は、今後、本件 3 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社プレイズ（以下「プレイズ」という。）は、福岡市早良区荒江三丁目9番7号に本店を置き、燃料小売業等を営む事業者である。
- (2) プレイズは、本件3商品を自らが運営する糸島セルフSSにおいて、一般消費者に販売している。
- (3) プレイズは、本件3商品に係る看板の表示内容を自ら決定している。
- (4) 事業者は、消費税法（昭和63年法律第108号）第63条の規定により、商品又は役務の価格を表示するときは、税込価格を表示しなければならないとされている。
- (5)ア プレイズは、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年10月10日に糸島セルフSSの看板（別添写し）において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。
イ 実際には、本件3商品の当該価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。
なお、プレイズは、前記アの表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が前記アの表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。
- (6) プレイズは、令和3年12月1日、前記(5)アの表示は、本件3商品の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であった旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、プレイズは、自己の供給する本件3商品の取引に関し、それぞれ、本件3商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。